

令和5年度財政援助団体等監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和6年1月31日

## 監査報告書により指摘された事項の状況報告

種類 令和5年度 財政援助団体等監査

期間 令和5年7月5日～令和5年11月28日

範囲 令和4年度事業を対象

①出資団体 2団体

②公の施設の指定管理者 2団体（3施設）

③補助金等交付団体 所管部局に対して実施 5団体（5補助金）

対象団体	指摘事項	回答
株式会社 ウツデイさんない	<p>(1) 出資団体に対して 総会資料の数値内訳に不一致な箇所がある。棚卸報告書を作成していない。貸金規定の中に給料表の整備を検討されたい。</p> <p>(2) 所管部局に対して 数値等に誤りがある総会資料を受理している。提出資料を精査し内容に不備がある場合は、指導・監督に努められたい。</p>	<p>(1) ・総会資料を訂正する。今後同じことがないようチェック体制を強化する。 ・棚卸報告書を作成する。 ・給料表について検討する。</p> <p>(2) ・受理する際のチェックに努める。 ・今後は指導・監督としての機能を果たすよう努める。</p>
横手市森林組合	<p>(1) 出資団体に対して 総会時の附属明細書について、長期借入金の記載に不備がある。</p> <p>(2) 所管部局に対して 特に指摘する事項はなかった。</p>	<p>(1) 今後は記載漏れや誤りのないよう精査し作成する。</p>
横手市指定管理者 顧客利便施設 商工会議所 こもろこもろ	<p>(1) 公の施設の指定管理者に対して 市による備品の貸与について、管理状況を年1回市に報告するものと基本協定書に規定しているが、報告されていない。</p> <p>(2) 所管部局に対して 数値に誤りがある業務報告書を受理している。内容に不備がある場合は指導・監督に努められたい。</p>	<p>(1) 基本協定に基づき、報告する。</p> <p>(2) 業務報告書受理時に内容確認を徹底し、修正すべき事項は指導する。</p>

対象団体	指摘事項	回答
農横指 香手定 庵市管 農理 林者 水・株 産式 物会 直社 売・ウ 材ッ 供デ 給イ 施さ 設ん ない	<p>(1) 公の施設の指定管理者に対して指定管理業務仕様書で経理規程を別途作成すると規定しているが、作成されていない。</p> <p>(2) 所管部局に対して業務計画書及び業務報告書の受理が遅滞している。事務処理について、適宜確認し指導・監督に努められたい。</p>	<p>(1) 経理規程を作成する。</p> <p>(2) 業務計画書及び業務報告書について速やかに受理する。事務処理について適宜確認し指導・監督に努める。</p>
横指 手定 市管 国理 産者 材・株 需式 要会 開社 発セ ンウ タッ ーデ （イ 木の 香） さん ない	<p>(1) 公の施設の指定管理者に対して指定管理業務仕様書で経理規程を別途作成すると規定しているが、作成されていない。</p> <p>(2) 所管部局に対して基本協定書に表記されている設置条例の引用条項にずれがある。適切かつ円滑な施設管理のため、内容に不備がないよう努められたい。</p>	<p>(1) 経理規程を作成する。</p> <p>(2) 基本協定に表記されている設置条例の引用条項のずれを訂正し、適切かつ円滑な施設管理のため、内容に不備がないよう努める。</p>
養社 護会 老福 人祉 ホー ム法 施相 設和 整会 備費 補補 助助 金金	<p>(1) 補助金交付団体に対して特に指摘する事項はなかった。</p> <p>(2) 所管部局に対して実績報告書附属資料の数値に誤りがある。提出資料の精査に努められたい。</p>	<p>(2) 今後は提出資料を十分に確認のうえ精査に努める。</p>
金国社 （の 市保会 単育福 独所祉 補等法 助整人 備白 交梅 付保 金育 交園 付要 網に による 補助	<p>(1) 補助金交付団体に対して特に指摘する事項はなかった。</p> <p>(2) 所管部局に対して交付申請書の提出について、市の要綱に定められた提出期限より遅れて提出されている。速やかな提出について指導に努められたい。</p>	<p>(2) 法人との事前打ち合わせの機会を捉えて、市の要綱で定める期限までに提出するように指導する。</p>